

佐久広域連合公告第 8 号

佐久広域連合社会福祉施設における給食調理業務委託に係る一般競争入札について

佐久広域連合社会福祉施設における給食調理業務委託について、次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

令和 6 年 1 2 月 2 4 日

佐久広域連合
広域連合長 柳田 清二

1 入札に付する事項

(1) 名称・種別・業務場所

名 称	種 別	業務場所
佐久広域老人ホーム豊昇園	特別養護老人ホーム (定員 55 名 短期 3 名)	北佐久郡御代田町大字豊昇 1800 番地 8
佐久広域老人ホーム塩名田苑	特別養護老人ホーム (定員 54 名 短期 4 名)	佐久市塩名田 542 番地 1
佐久広域救護施設清和寮	救護施設 (定員 70 名)	佐久市北川 557 番地

(2) 業務概要

入所者に対して適正な栄養量を確保し、満足度の向上を図るとともに快適な入所生活を送れるように委託者の指示に従い、安全で効率的かつ安定的な食事（朝食、昼食、夕食、おやつ）の提供を行う。

(3) 契約期間

ア 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

イ 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの期間は円滑に業務を履行する体制を確立するための準備期間とし、この期間における経費等は受託者の負担とする。

2 参加資格要件

本入札の公告日から落札者決定日において次に掲げる全ての要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 一般競争入札公告の日から契約締結までの間において佐久広域連合組織市町村又は他の地方公共団体から入札参加等停止の措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと
- (5) 現時点において長野県内の第一種社会福祉事業（社会福祉法第 2 条第 2 項）に該当する施設で給食調理業務を受託している者であること
- (6) 本社所在地における法人税、消費税、地方消費税、都道府県税及び市区町村税の税金滞納がないこと
- (7) 代行保証の体制を有している者であること

3 契約条項等を示す場所及び問合せ先

佐久広域連合事務局庶務課施設係及び佐久広域連合ホームページ

4 入札参加申込書の配布及び提出期限

(1) 入札参加申込書の配布

入札参加申込書等の配布は佐久広域連合ホームページからダウンロードする方法で行うこと

(2) 提出期限 令和7年1月20日(月)午後4時まで

(3) 提出方法 佐久広域連合事務局へ持参

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年2月6日(木)午後2時から

(2) 場 所 佐久広域連合事務局 佐久市振興公社ビル2階共同会議室(佐久市取出町183番地)

6 入札保証金

免除とする。

ただし、落札者が契約を締結しない場合、入札額の総額の100分の5の納付を要する。

7 契約保証金

契約額の100分の10の納付を要する金銭的保証とする。

ただし、佐久市財務規則第124条第2項に該当する場合は契約保証金にかわる担保の提供とみなし、同条第3項に該当する場合は免除する。

8 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。詳細については別添入札説明書を参照とする。

9 その他

(1) この入札はその契約に係る予算が議会で可決され、令和7年4月1日以降に当該予算の執行が可能となったときに入札の効力が生じるものとする。

(2) 詳細は入札説明書によるものとする。